

希 望

9月・10月号

No.460



2023年 09 月 26 日知的障害者育成会
高槻手をつなぐ親の会発行責任者 硯 啓
団体事務所 TEL 072(672)0672
ホームページ takatuki-oyanokai.jp

月例会

今年も、4.5.6月と3か月かけて作成した高槻市への要望書を8月7日に会長と月例会担当とで市役所へ提出に行きました。回答書も届きましたので「今号に載せますのでご覧ください。」

対市交渉は11月6日（月）に決まりました。多くの皆様の出席をお待ちしております。

9月20日に月例会を開きました。

今後の予定 10月18日（第3水曜日）4F 会議室②
11月6日（月） 対市交渉
11月15日（第3水曜日）4F 会議室②

月例会担当 山口



2023年8月7日

回 答 書

1. グループホームについて

(1) グループホームの利用者が少しずつ増えていますが、土曜、日曜は自宅に帰ってくる人が多いです。親亡き後も安心して暮らせるよう、24時間365日の支援体制が可能な報酬体系を整備してください。

【回答】

グループホームへの市独自の施策として、医療的ケアのある方や強度行動障がい対象者、その他重度障がい者を対象とした加算を行っております。適切なサービス提供体制を確保するための報酬体系の整備について、今後も機会を捉えて国に対し要望してまいります。 (障がい福祉課)

(2) 最重度の強度行動障害者の人数は把握されていますか。

最重度の強度行動障害者がグループホームに入るのは難しい現状があります。高槻市内にある入所施設の利用者数を増やすことは出来ないでしょうか。市としてどう考えておられますか。安心できる入所施設がほしいです。

【回答】

入所施設については、国の基本指針等を踏まえて作成した本市第6期障がい福祉計画において、施設入所者を削減するなど地域生活への移行を成果目標として定めています。

また、強度行動障がいを有する障がい者については、次期計画策定において、その状況や支援ニーズを把握して、関係機関が連携して支援体制の整備を進めることとされており、適切に対応していきます。 (障がい福祉課)

(3) 障害者の高齢化に伴い、日中支援型グループホームを希望する声があります。親亡きあと一人暮らしやグループホームでの生活が難しく、施設入所もできないのであれば日中型を次善の策と考えるのはやむを得ない事です。市としての考えを聞かせてください。

【回答】 施設入所者の地域移行や親の高齢化等により一人暮らしを希望する障がい者の増加などの地域課題に対応するにあたって、日中支援型も含めたグループホームは重要な社会資源であると考えています。 (障がい福祉課)

2. 地域生活支援拠点づくりについて

(1) 高槻市障がい福祉サポートネットワークの運用が始まりましたが、24時間365日の受付は相談支援事業所が対応されるのでしょうか。

土曜、日曜、夜間、祝日も緊急連絡対応が出来るようにしてください。

【回答】

令和2年3月に地域生活支援拠点等として「高槻障がい福祉サポートネットワーク」の整備を行い、令和4年度は、サポートネットワークに登録している相談支援事業所と短期入所事業所による「緊急受入・対応」の件数が4件ございます。内訳としては4件とも介護者の急な傷病等によるものとなり、24時間の対応は現状においては難しいものがありますが、緊急時の対応においては相談支援事業所と短期入所事業所による受入調整及び対応を実施していただいております。

(福祉相談支援課)

(2) 「福祉のあらし」で、一人暮らしの重度身体障がい者の緊急通報装置の貸し出しが出来るとありましたが、具体的事例を教えてください。知的障がい者の一人暮らしには利用できないのでしょうか。

【回答】

急病や災害等の緊急事態発生に簡易に通報するための緊急通報装置（機器本体・ペンダント・煙センサーの3点）については、知的障がいの有無に関わらず、一人暮らしの重度身体障がい児・者の方などに対して、その設置費用を助成しているものです。

(障がい福祉課)

(3) 人材育成、従事者養成研修や相談支援専門員研修を行っていると聞きましたが、従事者や相談支援専門員は増えていますか。

【回答】

高槻市障がい福祉サービス従事者養成研修補助事業につきましては、令和4年度中に39名の方が補助金を活用して従事に必要な各研修を受講されています。相談支援従事者研修補助事業につきましては、令和4年度中に4名の方が

補助金を活用して従事に必要な各研修を受講し、4名とも相談支援専門員として従事されているため、増員となっております。

引き続き同研修制度の周知を行い、人材の確保に向けた支援を実施してまいります。
(障がい福祉課・福祉相談支課)

(4) 単身生活体験事業の具体的な事例を教えてください。また、体験が単身生活にむすびつききましたか。

【回答】

令和4年度は単身生活体験事業の利用が1件ありました。内容としましては、グループホームに入居している療育手帳所有者が、5日間の単身生活を体験いたしました。単身生活を体験したことにより、本人や支援者に様々な気付きや発見があり、それらを活かして今後も単身生活への移行に向けての取組を進めてまいります。
(福祉相談支援課)

3.移動支援について

移動支援の支給決定を受けたとしても事業所のヘルパー不足のためサービスを利用できない現状があります。事業所へガイドヘルパーを増員するための土曜、日曜、祝日の報酬助成金を検討して頂けないでしょうか。

【回答】

ガイドヘルパーにつきましては、引き続き事業者障がい福祉サービス従事者養成研修補助金事業の周知を行い、人材確保に向けた支援を実施してまいります。
(障がい福祉課)

4.障がい者虐待防止法について

(1) 虐待等の疑いで地域から警察へ通報された事例のうち対象者が障がい児者の場合の福祉課への報告件数を教えてください。その後の事業所等との連携状況を教えてください。

(2) 虐待防止センターへの通報は土曜、日曜、夜間でも可能ですか。

(3) 市から署内のバリアフリーや障害者への合理的配慮のある対応を要望してください

【回答】(1)、(2)、(3) あわせて回答

障がい者虐待防止センターでは、養護者による虐待や施設従事者による虐待、使用者による虐待の通報・相談窓口としてさまざまな案件に日時間問わずに対応しております。令和4年度の警察からの虐待通報については、37件であり、通報後の対応状況等については必要に応じて事業所等の関係機関と情報共有や連携に努めております。

今後も障がい者虐待防止法や大阪府障がい者差別解消条例の周知啓発を含め、引き続き警察や関係機関等と緊密な連携を図ってまいります。

(福祉相談支援課)

5.相談支援事業

受託相談支援事業等の相談先があるという情報をまだまだ知らない方もいます。(特に、乳幼児を子育て中の保護者等は忙しくて余裕がありません。)カンガルーの森、つどいの広場、保育園、幼稚園、小・中学校等の先生に情報を発信し、保護者へ伝わるよう周知徹底してください。

【回答】

令和4年度に自立支援協議会の活動にて新たに作成した「高槻障がい福祉サポートネットワークってなに？」や「たかつき就労・生活ガイド」に障がい者委託相談支援事業所や障がい児委託相談支援事業所などの相談に関する窓口情報を掲載しており、それらを活用しながら今後も様々な機会を捉えて、市民の方や関係機関への周知を図ってまいります。

(福祉相談支援課)

6.障がい者支援区分認定について

令和4年度の不服申し立ては何件でしたか。その結果、変更されたのは何件ですか。適切な判断を求めます。

【回答】

令和4年度中に区分認定にかかる審査請求が2件ありました。その結果、区分認定内容が変更となった例はありません。

(障がい福祉課)

7.障がい者の雇用就労について

(1) 障がいの重い人が働けるよう就労中に必要な介助を国が補助する「就労特別事業」が令和2年10月より始まり、障害福祉サービスとは別枠で就

労中の介助にかかる費用を補助する仕組みが出来たと聞きました。実施するかは市町村で決めるとのことですが、高槻市ではどのような状況ですか。

【回答】

本市においては、重度障がい者等の通勤や職場等における支援を行うことにより就労機会の拡大を図ることを目的とした「重度障がい者等就労支援特別事業」を令和5年2月1日より実施しております。 （障がい福祉課）

(2) 今年度の障害者雇用と雇用継続の状況を教えてください。市としてより一層の障害者雇用をすすめてください。

【回答】

本市においては、平成24年度以降、毎年障がい者を対象とした職員採用試験を実施しており、障がいの種別を問わず広く募集しています。なお、知的障がい者・精神障がい者を対象に、公園環境美化作業員として会計年度任用職員を任用しており、引き続き障がい者雇用の促進を図ります。 （人事企画室）

障がい者雇用奨励金により、障がい者の雇用とその継続の促進と安定を図っています。今年度の制度活用状況は、令和5年7月末時点では、新規利用としての活用はございませんが、昨年度からの雇用継続に伴う支給が6件の実績となっております。

過去3年度（令和2年度～令和4年度）につきましては、10社、26名の雇用に対して支給しています。自己都合による退職者2名以外は、現在も雇用が継続されている旨を確認しています。 （産業振興課）

8.紙おむつの支給

日常生活用の支給制度に知的障がい児者も紙おむつの給付対象に加えてください。使用する当事者が増えています。

【回答】

日常生活用具の紙おむつの給付につきましては、知的障がいの有無に関わらず、先天性の疾患に起因する身体障がいや難病によって排尿、排便機能に障が

いのある方や脳性麻痺等の脳原性運動機能障がいにより排尿等の意思表示が困難な方等を対象として給付しており、現在、府内のほとんどの市町村も本市と同様の要件による支給を行っているところです。

知的障がいのみを要件とした支給につきましては、国や他市の動向等を注視しているところですが、現時点で本市においては予定しておりません。

(障がい福祉課)

9.子どもの支援について

(1) 窓口受付について

福祉サービスをまとめて申請できることを、わかりやすく周知してください。

新規の方は周知されていないため、一括受付が出来ることを知らないと考えられます。また、新規以外の保護者の負担も軽減するため一括受付を可能にし、対象者には知らせてください。

【回答】

窓口での一括手続きについては、障がい福祉課・子育て総合支援センターそれぞれのホームページにて周知しているほか、転入等による新規手続きについての問合せ時には、必要に応じて個別に案内するよう努めているところです。

また、新規以外の手続きについては、申請保護者の負担軽減を図るため、電話による相談や申請書類の郵送受付を引き続き実施してまいります。

(障がい福祉課・子育て総合支援センター)

(2) 放課後等デイサービスと日中一時支援について

低年齢の子どもを持つ保護者にとって放課後等デイサービス事業所や日中一時支援事業所との契約を結ぶまでのハードルが高いです。子どもを連れてカンガルーの森や放課後等デイサービス事業所、日中一時支援の事業所に頻繁に行きづらいため、放課後等デイサービス事業所や日中一時支援事業所の特徴が一目でわかる手段が欲しいです。

【回答】

放課後等デイサービス事業所につきましては、市域における各事業所の概ねの所在地を示した事業所マップや、各事業所の名称・所在地・電話番号・送迎の有無等をリスト化した事業所リストを作成しているほか、各事業所の運営日時やサービス内容、職員体制等を含めた事業所一覧を作成しています。これらの資料につきましては、窓口にて配架しているほか、ホームページにも掲載していますので、是非ご活用ください。（子育て総合支援センター）

日中一時支援事業所につきましては、当課において作成している「サービス事業所・施設一覧表」に名称・所在地・電話番号等の情報を掲載しており、本市ホームページからもご覧いただくことが可能です。（障がい福祉課）

(3) 相談支援事業所を増やしてください。

【回答】

障がい児相談支援事業所数につきましては、毎年ではありませんが、少しずつ増加してきているところです。引き続き、大阪府が実施する障がい児相談支援従事者研修等の周知を積極的に行う等、障がい児相談支援事業所の増加へ繋がる取組みの実施に努めてまいります。（子育て総合支援センター）

(4) 地域の小学校の支援学級で「進路の手引き」を配ってください。

府立の支援学校（高槻・茨木・摂津）では小学部よりが配布され、情報が入り、保護者の役にたっているとの事です。昨年春の回答では、一人一人のニーズに応じた進路に係る情報提供を早い時期から丁寧に行ってまいります。との回答でしたが、進路だけでなく学校を卒業した後大人になってから一生の情報が絶対必要です。「老障介護」という状況にならないようにしていただきたいです。支援学校との連携状況を教えてください。

【回答】

引き続き、支援学校との連携のもと、「進路の手引き」について情報共有をおこなうとともに、本市特別支援教育研究会において、各学校の教員へ「進路の手引き」の周知を図る等、一人一人の障がいの状態や教育的ニーズに応じた進路等に係る情報提供に努めてまいります。（教育指導課）

（5）支援学級担任教諭の専門性について

毎年、各種教職員研修を実施し教職員の資質向上を図っておられますが、いじめ（ネットによるものも含む）はおこっていませんか。

【回答】

各学校においては、いじめを認知した際、速やかにいじめ対策委員会を開催し、事実関係や指導方針等を共有しながら組織で対応をすすめております。

（教育指導課）

（6）性教育の充実

外部の講師を招き、積極的に性教育の取り組みをお願いします。

【回答】

児童生徒が、性に関して正しい知識を身に付けることが、情報を正しく判断し、適切に行動するために大切であると認識しています。

各学校においては、学習指導要領に基づき、発達段階に応じた性に関する指導を行ってまいります。（教育指導課）

（7）スクールサポーターの普及と充実

福祉事業所と本人と学校が話し合える場を持つことを市として進めていただきたいです。

【回答】

福祉との連携については、これまでもケース会議等に福祉事業所が参加する等、連携を進めてまいりました。今後も、福祉事業所との連携に努めてまいります。（教育指導課）

(8) 姿勢保持椅子一校一脚の原則をなくしてほしい。必要に応じて増やしてほしい。椅子の在庫を増やせない理由を教えてください。

【回答】

養護椅子等の備品について、原則となる貸し出し数はございません。引き続き、各学校での必要性に応じて購入、貸し出しを行ってまいります。

(教育指導課)

(9) 通級指導教室が設置されていない学校では児童だけでなく保護者も他校へ通わなければなりません。各学校に教室を設置するのではなく、指導員を各学校に巡回派遣することはできないのでしょうか。

文科省通知以後、支援級を選択する児童が減少していると聞きます。新入生の支援級人数及び新たに支援級から通常学級、通級指導教室を選択した人数をお知らせください。その数をどう考えますか。

通級指導教室の状況を教えてください。新設数、在籍人数、障がい種別を教えてください。教員の多くが、一年目と聞きましたが、十分な研修がされているのか不安があります。どのような教員が通級担当になっておられるのでしょうか。

【回答】

通級指導教室については、現在小学校4校で巡回指導を実施しております。引き続き、巡回指導等の効果的な指導形態を活用しながら、通級による指導をすすめてまいります。

支援学級に入級した新小学1年生の人数は112人です。新たに支援学級から、通常の学級または通級指導教室を選択した人数については把握しておりません。引き続き、一人一人の障がいの状態に応じた適切な指導を行うことができるよう取り組んでまいります。

通級指導教室については、今年度14教室を新設しており、小学校では379人、中学校では102人が指導を受けております。いずれの教室も「発達障がい」の種別で設置しております。

支援教育に係る専門性や指導力を有する教員が通級指導を担当しております。

引き続き、教職員研修の充実を図り、担当教員の育成に努めてまいります。

(教育指導課)

(10) 榎田小学校について

①特認校である榎田小学校は地元の児童は何人で、市内から利用している児童は何人ですか。榎田及び市街地から遠い地域であっても、行政の責任で、格差を出来るかぎり是正することを求めます。学童保育のないかわりに、住民の協力による「かしんこクラブ」及び「かしんこプラス」がありますが、学童とは違い代休時や長期休暇の対応はできません。住民の意見を聞き、障害のある子もない子も安心してすごせる安定した居場所づくりを支援してください。」

【回答】

榎田小学校に在籍する児童については、51名のうち、榎田小校区の児童が8名、特認校制度で校区外から通う児童が43名です。(教育指導課)

学童保育事業につきましては、市立小学校41校中、榎田小学校を除く40校で学童保育室を運営しております。榎田小学校については、校区内在住児童が少なく、保育人数が見込めないことから、放課後児童支援員の有資格者の配置や施設整備を行い、学童保育事業を実施することは困難な状況となっております。榎田小学校在籍児童であっても、他校に設置された学童保育室を利用させていただくことは可能です。

なお、市立学童保育室での高学年障がい児の受入れについて、これまでは保護者が就労等に該当する、ひとり親世帯等に限っていましたが、令和5年度から受入要件の緩和を行い、保護者が就労等に該当する高学年障がい児の受入れを行っています。(子ども育成課)

②榎田から九中に通う生徒の帰宅時、バスの来る時間まで学校内に居られるように検討してください。

【回答】

バスが来るまでの対応については、図書館または職員室前で待機することができるよう、場所が確保されていると聞いております。今後も子どもたちが安全安心に通学できるよう、学校と連携してまいります。(教育指導課)

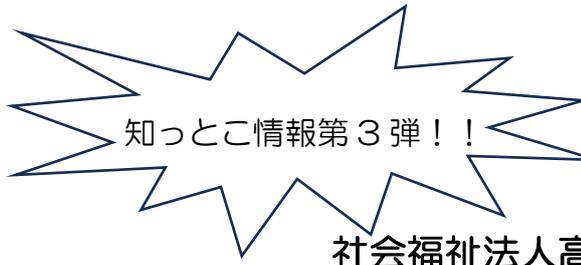
③ ICT機器の活用は「読み書き障がい」のある児童・生徒の利用促進は進みますか。効果的な事例があればぜひ教員間だけでなく保護者にも伝えてください。

【回答】

ICT 機器については、引き続き効果的な活用をすすめております。また、効果的な活用事例は、教職員研修等で紹介し、各学校での懇談や教育相談を通じて、保護者への周知を図ります。 (教育指導課)

以上

高槻市虐待情報



会員の皆さんや障害者支援に係わる方々に知ってほしい豆知識や情報をお届けします。今回は、社会福祉協議（社協）関連の情報です。

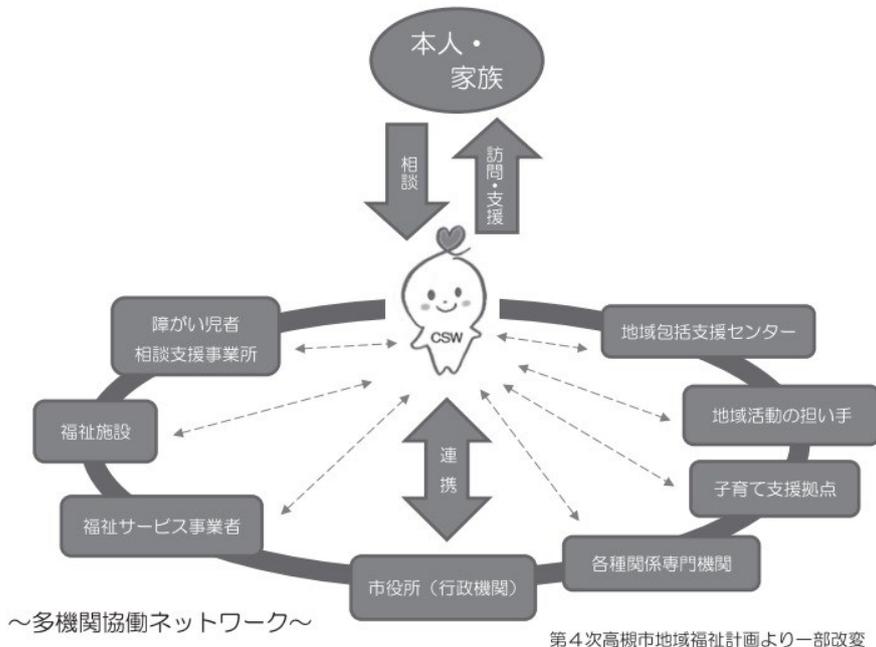
社会福祉法人高槻市社会福祉協議会

社会福祉協議会とは

社会福祉法第 109 条に規定され、地域福祉の推進を目的に、住民組織や公私の社会福祉の関係機関・団体で構成され、公共性と自主性をもつ民間の団体です。

CSW（コミュニティソーシャルワーカー）について

CSW とは、地域に出向いて話を伺い、地域住民の抱える困りごとや不安を受け止めて、適切なサービスや制度につなげることで、解決を支援する相談員です。社会福祉士や精神保健福祉士（福祉の専門職）などの資格を持つ相談員が、日頃の暮らしの中で困ったことや悩んでいること、誰に相談したらいいのか分からないことの相談にのり、一緒に課題解決を目指します。年齢、内容問わずどんなことでも、活用できる制度やサービスを探しながら、解決の手立てを考えています。



日常生活自立支援事業について

☆事業概要

おおむね65歳以上の認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等の日常生活を送ることに必要な判断などが本人のみでは適切に行うことが困難な方を対象に、①福祉サービスの利用援助相談②日常的金銭管理サービス③通帳や書類、はんこ等の預かりサービスの支援を行いながら、自立した地域生活を安心して送っていただけるように支援します。

☆もしあなたが使ってみたいと思ったら

1. 連絡・相談

あなたの住んでいる社会福祉協議会に連絡・相談してください。

2. 契約に向けての話

契約を結ぶために必要なことを聞きます。

※契約を結ぶには時間がかかります。



あなたの^{げんり}権利を^{まも}守る^{せいど}制度です。

高槻市社協イメージキャラクター「タッピー」

重層的支援体制整備事業（健康福祉部地域共生社会推進室より）

国においては、これまでの制度・分野の枠や支え・支えられる関係を超えて、人と人、社会のつながり、生きがいや役割を持ってお互いに助け合う地域共生社会の実現を掲げ、だれもが地域で孤立せず安心して暮らせるよう、重層的支援体制の構築を提唱しています。

高槻市は第4次地域福祉計画・福祉活動計画では、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）や各分野の専門機関が連携し、地域で受け止める場をバックアップする体制づくりを進めるなど、地域全体で問題解決に当たる包括的な相談体制の整備に取り組むとともに、その土台となる地域づくり・人材づくりにおいて多様な主体の参加と協働を推進した取り組みを進めています。

これらのことを踏まえ、本市が重層的支援体制整備事業を実施するにあたっては、これまでの取り組みの成果と強みを最大限に活かしながら取り組むとともに、各分野で従来から進めてきた「相談」「社会参加」「地域づくり」の支援を横断的かつ一体的に実施することで、地域共生社会の実現に向けた本市の

地域福祉計画・福祉活動計画の強化につなげ、人と人、人と地域(社会資源)が
つながり合う地域づくりをめざします。4月から支援体制を整え実施していま
す。

ほっこりタイム

毎月第1(金)10時30分~12時 ゆうあいセンター4F 会議室です。
家での大変な事、支援学校や支援学級の事、療育や性の事、病院やお薬、デイサ
ービスや日中一時支援などの福祉サービス、将来の事等々、色々な事の悩みや、
疑問を、子育てして来た年配の会員さんや子育て中の学齢期の会員さんと、話し
ています。ヒントやアドバイスで少しずつ子育てが前進すると思います。
今年は猛暑日が続いて、参加者 5.6 人と少ないですが、子育ては長いのでし
んどいママさん方が、ほっこりされる時間が有るのはいいね!と思っています。
今後の予定 10月6日(金) 11月10日(金)です。
担当 加地

ミュージックケア

毎月第3(土)10時30分~12時 ゆうあいセンター4F 研修室です。
コロナウイルスが落ち着いて来たので、鳴子や鈴、太鼓等、少しずつ楽器が増えて
来ました。参加2年目の子ども達の成長がすごいです。椅子に座って待つ。終
わったらお片付けする。胸に貼るテープにお母さんのマネをして字を書く。言
葉の無い子が、やりたい楽器をしぐさで先生につたえる。お互いにマネをして太
鼓を叩いたり、リズムに合わせて先生のマネをして腕を動かす等。お世話係の私
は、楽しそうな子どもや青年達を見るのが毎回とても嬉しいです。
問い合わせもあったので涼しくなったら参加者も少し増えると思います。
今後の予定 10月21日(土) 11月18(土)です。
担当 加地

ボウリング同好会

毎月第4日曜日に辻子のラウンドワン高槻店で2ゲーム楽しんでいます。
8月は27日(日)4レーン借りて8名参加でした。

料 金 貸し靴代390円 ゲーム代2ゲーム(8名以上で1380円)

※ 親の会会員及び賛助会員には親の会よりゲーム代780円補助有

※ 障害者手帳持参で団体扱いは100円引きになります。

参加お待ちしております。

※今後の予定 10月22日(日) 11月26日(日)

担当 城

絵画教室

毎月第1日曜日10時(8月はお休み 10月は第3日曜日)

会費 会員は無料 一般は月200円

場所 ゆうあいセンター4F 会議室 参加者の作品はゆうあいセンター1Fに展示しています。

※ 今後の予定 10月15日(日) 11月5日(日) 担当 城

会員募集中

◇年会費 2500円

*入会申込みは高槻市立障がい者福祉センター内 団体事務室
住所氏名電話番号をFAX 072(661)4714までお願いします。

*会費振込先

北おおさか信用金庫 高槻支店

普通口座番号 037-3629

高槻手をつなぐ親の会 硯 啓(スズリ アキラ)

問合せ先 TEL 072(672)0672

